

様式第十号中「文書法制担当」を「文書担当」に、「総務学事課」を「総務法制課」に改める。

(文書主任) (所名)

(佐賀県歴史的文書の保存等に関する規程の一部改正)

第四条 佐賀県歴史的文書の保存等に関する規程(平成二年佐賀県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第二条第二号を次のように改める。

二 本庁 佐賀県本部設置条例(平成十六年佐賀県条例第二号)第一条に規定する本部及び佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀県規則第十六号)

第三条第一項に規定する出納局をいう。

第二条第四号中「第二条第七号」を「第二条第八号」に改め、同条第五号中「所の科」を「及び所の科」に改め、「及び所の係(所の課又は所の部に置かれた係を除く。)の長」を削る。

第三条中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

第四条第二項中「総務部長」を「経営支援本部長」に改める。

第五条第一項及び第六条から第八条までの規定中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

(佐賀県電子署名規程の一部改正)

第五条 佐賀県電子署名規程(平成十四年佐賀県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第二条第一号中「部長」を「本部長」に改める。

第三条第一項第七号を次のように改める。

七 本部長

第三条第一項第十号中「出先機関」を「現地機関」に改め、同条第二項及び第五項中「総務部長」を「経営支援本部長」に改める。

第五条第一項中「出先機関」を「現地機関」に改め、同条第三項中「総務学事課長」を「総務法制課長」に、「総務学事課」を「総務法制課」に、「企画調整主査」を「係長」に改める。

第六条第一項中「総務学事課長」を「総務法制課長」に、「総務部長」を「経営支援本部長」に改め、同条第二項中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。

第八条 佐賀県広報事務規程(平成三十五年佐賀県訓令甲第十一号)は、廃止する。

(佐賀県職員徽章に関する規程の一部改正)

第七条 佐賀県職員徽章に関する規程(昭和二十五年佐賀県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第四条中「人事課」を「職員課」に改める。

(佐賀県職員の服務の宣誓に関する規程の一部改正)

第八条 佐賀県職員の服務の宣誓に関する規程(昭和二十六年佐賀県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第三条中「人事課長」を「職員課長」に改める。

別表中「部長たる」を「本部長たる」に、「総務部長」を「経営支援本部

長」に、「人事課長」を「職員課長」に、「出先の機関」を「現地機関」に改める。

(佐賀県職員表彰規程の一部改正)

第九条 佐賀県職員表彰規程（昭和三十一年佐賀県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第三条第三号中「各部長（各部）」を「各本部長（各本部）」に、「総務部

長」を「統括本部長」に改める。

(佐賀県職員の結核性疾患休暇の取扱規程の一部改正)

第十条 佐賀県職員の結核性疾患休暇の取扱規程（昭和三十二年佐賀県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

「本庁（出納室）

本

庁

受訓先中「各部」を「地方労働委員会事務局」に改める。

各出先機関を現地機関に改める。

労働委員会事務局

(佐賀県行政考查規程の一部改正)

第十二条 佐賀県行政考查規程（昭和三十四年佐賀県訓令甲第三十二号）の一部を次のように改正する。

(佐賀県職員提案制度要綱の一部改正)

第十三条 佐賀県職員提案制度要綱（昭和三十四年佐賀県訓令甲第三十四号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第六条第一項中「人事課」を「統括本部」に改め、同項第一号中「出先機

関名」を「現地機関名」に改める。

第八条第一項及び第二項中「人事課長」を「統括本部長」に、「主務課

長」を「所管課長」に改め、同条第三項中「主務課長、人事課長及び提案事

項に關係のある課長」を「統括本部長及び所管課長」に改める。

第十条中「関係部課長」を「関係本部長」に改める。

第十二条第一項中「人事課長」を「統括本部長」に改める。

(佐賀県職員研修規程の一部改正)

第十四条 佐賀県職員研修規程（昭和五十四年佐賀県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「の部課」を「の本部」に、「出先機関」を「現地機関」に、

「部課等」を「本部等」に改める。

第五条第一項及び第六条（見出しを含む。）中「部課等」を「本部等」に改める。

第七条及び第八条第一項中「関係部課等」を「関係本部等」に改める。

(佐賀県事務処理改善委員会規程の一部改正)

第十二条 佐賀県事務処理改善委員会規程（昭和三十四年佐賀県訓令甲第三十
三号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第三条第二項中「総務部長」を「統括本部長」に改め、同条第三項中「各
部の主管課長並びに人事課長、財政課長、市町村課長、会計課長、用度管財
課長」を「各本部長及び出納長が指名する者」に改める。

第六条第一項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第七条中「人事課」を「統括本部」に改める。

(佐賀県職員提案制度要綱の一部改正)

第十三条 佐賀県職員提案制度要綱（昭和三十四年佐賀県訓令甲第三十四号）
の一部を次のように改正する。

受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第六条第一項中「人事課」を「統括本部」に改め、同項第一号中「出先機

関名」を「現地機関名」に改める。

第八条第一項及び第二項中「人事課長」を「統括本部長」に、「主務課

長」を「所管課長」に改め、同条第三項中「主務課長、人事課長及び提案事

項に關係のある課長」を「統括本部長及び所管課長」に改める。

第十条中「関係部課長」を「関係本部長」に改める。

第十二条第一項中「人事課長」を「統括本部長」に改める。

(佐賀県職員研修規程の一部改正)

第十四条 佐賀県職員研修規程（昭和五十四年佐賀県訓令甲第六号）の一部を次
のように改正する。

第三条中「の部課」を「の本部」に、「出先機関」を「現地機関」に、

「部課等」を「本部等」に改める。

第五条第一項及び第六条（見出しを含む。）中「部課等」を「本部等」に改める。

(佐賀県事務処理改善委員会規程の一部改正)

第十九条 削除

第二十五条第三項及び第四項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第三十一条及び第三十一条を次のよつに改める。

(組織及び運営)

第三十一条 委員会の組織及び運営に關しては、別に定め。

第三十一条 削除

第三十六条中「又は人事課長」を削る。

第三十七条中「出先機関」を「現地機関」に改める。

別表を削る。

様式中「(第21条関係)」を「(第26条関係)」に改める。

(佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正)

第十五条 佐賀県職員被服類貸与規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第六号)の

一部を次のよつに改正する。

受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第一条の中「佐賀県庁組織規則(昭和三十一年佐賀県規則第四十七号)第

一条第一項、第四項及び第五項」を「佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀

県規則第十六号)第二条第一項、第三項及び第四項」に、「出先機関」を

「現地機関」に改める。

第七条及び第八条第一項中「人事課長」を「職員課長」に改める。

第十一条第一項中「庶務係長」を「庶務担当係長」に改める。

別表第一の1の部の(1)の項中「広報課」を「危機管理・広報課」と改め、

同部中(6)の項を削り、(5)の項を(6)の項とし、(2)の項から(4)の項までを一項ずつ繰り下げ、(1)の項の次に次の二項を加べる。

(2) 水産課で漁業取締り業務に従事する職員		夏作業服B(上、下)	1	2	
冬作業服B	(上、下)	1	2		
作業帽		1	2		
ゴム長靴		1	2		
(10) 上場営農センターや勤務する技術吏員		① 園芸業務に従事する技術吏員	夏作業服B(上、下)	1	1
		冬作業服B(上、下)	1	2	
		ゴム長靴			
		作業帽			

同表の2の部及び3の部を次のよつに改める。

2 被服類の汚損が著しい職員にある職員		(1) 計量検定業務に従事する職員		夏作業服A(上、下)	1	3
(2) 火薬類又は高圧ガスの取締り業務に従事する職員		夏作業服A(上、下)	1	3		
(3) 消防防災課原子力安全対策室に勤務する職員		夏作業服A(上、下)	1	3		
(4) と畜検査業務に従事する技術吏員		白衣	6	1		
		白ズボン ゴム長靴	3	1		
(5) 林業課及び森林整備課に勤務する技術吏員(森林管理業務に従事する者に限る。)		夏作業服A(上、下)	1	3		
(6) 營業技術センターに勤務する技術吏員		地下足袋	1	1		
(7) 工業技術センターに勤務する技術吏員		夏作業服B(上、下)	1	2		
(8) 農業技術防除センターで専門技術の普及指導業務に従事する技術吏員		冬作業服B(上、下)	1	2		
(9) 地域農業改良普及センターに勤務する技術吏員	① 農業改良普及員	白衣	1	1		
(10) 上場営農センターや勤務する技術吏員	② 生活改良普及員	夏作業服B(上、下)	1	3		
		冬作業服A(上、下)	1	3		
		ゴム長靴	1	2		
		作業帽	1	2		

(2) その他の技術吏員		に従事する技術吏員	冬作業服A (上、下)	1	3
		ゴム長靴	ゴム長靴	1	2
		白衣	白衣	1	2
		作業帽	作業帽	1	2
(11) 農業技術補助員及び農業実習補助員		夏作業服B (上、下)	1	1	
		冬作業服B (上、下)	1	1	
		夏作業服B (下)	1	2	
		冬作業服B (下)	1	2	
		地下足袋	地下足袋	1	1
		ゴム長靴	ゴム長靴	1	2
		作業帽	作業帽	1	1
(12) 畜産技術補助員及び畜産実習補助員		夏作業服B (上、下)	1	1	
		冬作業服B (上、下)	1	1	
		夏作業服B (下)	1	2	
		冬作業服B (下)	1	2	
		ゴム長靴	ゴム長靴	1	1
		作業帽	作業帽	1	1
(13) 家畜保健衛生所に勤務する技術吏員		夏作業服A (上、下)	1	3	
		冬作業服A (上、下)	1	3	
		ゴム長靴	ゴム長靴	1	1
		白衣	白衣	1	2
(14) 土地対策課で国土調査業務に従事する職員		冬作業服A (上、下)	1	3	
(15) 建築住宅課に勤務する技術吏員		夏作業服A (上、下)	1	3	
		冬作業服A (上、下)	1	3	
(16) 農山漁村課に勤務する技術吏員 (計画管理業務及び漁村整備業務に従事する者に限る。)		夏作業服A (上、下)	1	3	
		冬作業服A (上、下)	1	3	
		ゴム長靴	ゴム長靴	1	2
(17) 農林事務所に勤務する技術吏員		夏作業服A (上、下)	1	3	
		冬作業服A (上、下)	1	3	
		安全靴又は登山靴	安全靴又は登山靴	1	3
(2) 農業土木業務		夏作業服A (上、下)	1	3	
(18) 土木事務所、建設技術センター、西部地区ダム事務所に勤務する技術吏員		夏作業服A (上、下)	1	3	
		冬作業服A (上、下)	1	3	
		ゴム長靴	ゴム長靴	1	2
(19) 土木事務所、西部地区に勤務する技術員及び事務員		夏作業服A (上、下)	1	3	
		冬作業服A (上、下)	1	3	
(20) 佐賀空港管理事務所に勤務する技術吏員		夏作業服B (上、下)	1	2	
		冬作業服B (上、下)	1	2	
(21) 電気業務又は電話業務に従事する技術吏員		夏作業服A (上、下)	1	3	
		冬作業服A (上、下)	1	3	
		ゴム長靴	ゴム長靴	1	2
(22) 総務法務課で営繕工事の現場監督業務に従事する技術吏員		夏作業服A (上、下)	1	3	
		冬作業服A (上、下)	1	3	
(23) 軽油引取税に係る軽油の比重調査業務に従事する職員		夏作業服A (上、下)	1	3	
		冬作業服A (上、下)	1	3	

(24) 本庁各課等で工事検査業務に従事する技術吏員			夏作業服A(上、下)	1	3	(5) 福祉施設に勤務する保健師、看護師及び栄養士	① 保健師	ジャージ(下)	1	2
(25) 技術員及び事務員 ((1)、(2)及び(19)に該当する者を除く。)			夏作業服A(上、下)	1	3	② 看護師	予防衣 白靴	2 1	1 1	
3 保健衛生の見地から被服類の着用をする職員			冬作業服A(上、下)	1	3	③ 栄養士	白衣 白ズボン又はジャージ (下) 三角巾又は帽子	2 1 2	1 1 1	
(2) 環境センターに勤務する技術吏員			白衣 冬作業服A(上、下)	1	1 3	(6) 病院薬業セセンターに勤務する技術吏員	① 医師及び医薬品課に勤務する技術員	白衣 白ズボン	2 1	1 2
(3) 生活衛生課に勤務する技術員(乳肉衛生業務に従事する者に限る。)			白衣 夏作業服A(上、下)	1	1 3	② 微生物課に勤務する技術吏員	白衣 白ズボン 夏作業服A(上、下)	1 1	2 3	
(4) 保健所に勤務する職員			白衣 白ズボン	1	2	③ その他の技術吏員	白衣 夏作業服A(上、下)	1 1	1 3	
(5) 歯科衛生士			白衣 白靴	2	1	(7) 総合看護学院に勤務する技術吏員	① 医師	白衣 白ズボン	2 1	1 2
(4) 保健師			夏制服(保健師) 冬制服(保健師)	1	3	② 保健師	冬制服(保健師)	1 1	3 1	
(5) 栄養士			白衣 白靴	2	1	③ 看護師及び助産師	看護衣 予防衣 看護帽 白靴 靴下	2 2 1 2 2	1 1 1 1 1	
(6) その他の技術吏員((7)に該当する者を除く。)			白衣 白ズボン 三角巾又は帽子	1	1	(8) 精神保健福祉センターに勤務する職員	① 心理判定員	白衣 白ズボン ジャージ(上、下)	1 1	1 2 4
(7) 廃棄物対策業務に従事する職員			夏作業服A(上、下)	1	3	② 医師	白衣 白ズボン	2 1	2 2	

(3) 保健師	夏制服 (保健師) 冬制服 (保健師)	1 1	3 3
	白衣	1	1
	予防衣	1	2
	白衣 靴下	1 1	1 1
	ジャージ (上、下)	1	4

(佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第十六条 佐賀県職員安全衛生管理規程（平成元年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第一条第二号を次のように改める。

二 本庁 佐賀県本部設置条例（平成十六年佐賀県条例第二号）第一条に規定する本部及び佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号。

以下「組織規則」という。）第三条第一項に規定する出納局並びに地方労働委員会事務局をいう。

第二条第三号中「第四項及び第五項」を「第三項及び第四項」に、「規定する課」の下に「組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、同条第三項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第二十三条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織」を加え、同条第四号中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第三条（見出しを含む。）及び第四条中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第五条第一項中「総務部長」を「経営支援本部長」に改め、同条第三項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第六条第二項中「総務部人事課長」を「経営支援本部職員課長」に改め、同条第三項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第七条第一項中「出先機関」を「現地機関」に改め、同条第二項中「総務部長」を「経営支援本部長」に、「出先機関」を「現地機関」に改める。
第八条中「総務部副部長」を「経営支援本部副本部長」に、「出先機関」を「現地機関」に改める。

第九条中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第十条第一項及び第二項中「出先機関」を「現地機関」に改め、同条第三項中「出先機関」を「現地機関」に改め、「。以下「労働基準法」という。」を削り、同条第四項及び第五項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第十一条及び第十二条中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第十三条第一項、第三項及び第五項中「出先機関」を「現地機関」に改め、

同条第六項中「総務部人事課」を「経営支援本部職員課」に、「出先機関」を「現地機関」に改める。

第十四条及び第十五条中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第十六条第十項中「総務部人事課」を「経営支援本部職員課」に改める。

第十七条第一項から第四項までの規定及び第八項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第十八条から第二十四条までの規定、第二十八条、第三十条、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十三条及び第三十四条第二項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

（佐賀県税査察要領の一部改正）

第十七条 佐賀県税査察要領（昭和二十四年佐賀県訓令甲第一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第二条中「総務部長」を「経営支援本部長」に改める。

第四号様式中「職係名」を「職名」に改める。
(佐賀県消防事務職員制服及び貸与規程の一部改正)

第十八条 佐賀県消防事務職員制服及び貸与規程（昭和三十七年佐賀県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「消防主管課長」を「消防防災課長」に改める。

別表中「総務部長」を「くらし環境本部長」に、「総務副部長」を「くらし環境本部副部長」に、「専門員」を「主幹」に、「係員」を「担当」に改める。

（佐賀県企画調整に関する事務処理規程）

第十九条 佐賀県企画調整に関する事務処理規程（昭和三十九年佐賀県訓令甲第七号）は、廃止する。

第二十条 佐賀県総合開発審議会幹事の任命（昭和五十七年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

「次の職」を「本部長、部長、副本部長、副部長及び各本部の課長の職」に改め、各号を削る。

第二十一条 佐賀県佐賀空港管理事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程の一部改正

（佐賀県佐賀空港管理事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程の一部

受訓先中「企画部」を「県土づくり本部」に改める。

（佐賀県行政資料管理規程の廃止）

第二十二条 佐賀県行政資料管理規程（昭和三十五年佐賀県訓令甲第二十号）

は、廃止する。

（保健所処務規程の一部改正）

第二十三条 保健所処務規程（昭和三十二年佐賀県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

削る。

（佐賀県衛生薬業センター処務規程の一部改正）

第二十四条 佐賀県衛生薬業センター処務規程（昭和三十七年佐賀県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

（佐賀県立日の限寮の救護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

（佐賀県立日の限寮の救護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（昭和三十九年佐賀県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

（佐賀県総合福祉センターの一時保護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

（佐賀県総合福祉センターの一時保護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

（佐賀県立希望の家の処遇の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

（佐賀県立希望の家の処遇の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

（佐賀県立いづみ荘の処遇の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正）

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

（佐賀県立いづみ荘の処遇の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

(佐賀県立春日園の指導の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第二十九条 佐賀県立春日園の指導の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

(佐賀県立佐賀コロニーの援護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第三十条 佐賀県立佐賀コロニーの援護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

(佐賀県立九千部学園の援護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第三十一条 佐賀県九千部学園の援護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成二年佐賀県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

(佐賀県立虹の松原学園処務規程の一部改正)

第三十二条 佐賀県立虹の松原学園処務規程（昭和三十二年佐賀県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

3 佐賀県立虹の松原学園組織規則（昭和三十二年佐賀県規則第七十八号）

第二条第二項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、園の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第二条第一項中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

第三条第一項中「（園長を除く。）」を削る。

(佐賀県立虹の松原学園の自立支援の業務に直接従事する職員の週休日等に

関する規程の一部改正)

第三十三条 佐賀県立虹の松原学園の自立支援の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

(佐賀県立みどり園の保育の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第三十四条 佐賀県立みどり園の保育の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

(佐賀県エッグス線業務従事者の健康管理および障害防止措置規程の一部改正)

第三十五条 佐賀県エッグス線業務従事者の健康管理および障害防止措置規程（昭和三十一年佐賀県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

第四条第二項及び第八条第二項中「厚生部長」を「健康福祉本部長」に改める。

(佐賀県立病院好生館処務規程の一部改正)

第三十六条 佐賀県立病院好生館処務規程（昭和三十六年佐賀県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

第一条第一項から第六号までの規定中「（館長を除く。）」を削る。

(佐賀県立病院好生館寄宿舎規程の一部改正)

第三十七条 佐賀県立病院好生館寄宿舎規程（昭和三十七年佐賀県訓令甲第十

三号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

(佐賀県立病院好生館就業規程の一部改正)

第三十八条 佐賀県立病院好生館就業規程（昭和三十八年佐賀県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

第十六条 中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(佐賀県立病院好生館職員被服類貸与規程の一部改正)

第三十九条 佐賀県立病院好生館職員被服類貸与規程（平成元年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

第四十条 佐賀県立病院好生館の看護科に勤務する職員の週休日等に関する規程の一部改正

(佐賀県立病院好生館の看護科に勤務する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

受訓先中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

(佐賀県立病院好生館の看護科に勤務する職員の週休日等に関する規程の一部改正)

第四十一条 麻薬取締員のけん銃使用及び取扱規程（昭和二十八年佐賀県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

受訓先を「健康福祉本部薬務課」に改める。

(麻薬取締員証規程の一部改正)

第四十二条 麻薬取締員証規程（平成十五年佐賀県訓令甲第九号）の一部を次のように改める。

受訓先を「健康福祉本部薬務課」に改める。

(佐賀県食肉衛生検査所に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正)

第四十三条 佐賀県食肉衛生検査所に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程（平成四年佐賀県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改める。

改正する。

受訓先中「環境生活局」を「健康福祉本部」に改める。

(佐賀県交通安全事務職員制服等規程の一部改正)

第四十四条 佐賀県交通安全事務職員制服等規程（昭和四十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

受訓先を「くらし環境本部」に改める。

第一条中「環境生活局」を「くらし環境本部」に改める。

第五条中「環境生活局長」を「くらし環境本部長」に改める。

(佐賀県窯業技術センター処務規程の一部改正)

第四十五条 佐賀県窯業技術センター処務規程（昭和三十年佐賀県訓令甲第三十二号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「経済部」を「農林水産商工本部」に改める。

第三条第一項中「並びに庶務係」を削り、同条第二項を削る。

第四条第二項中「副所長」の下に「及び係長」を加え、同条第三項中「室に室長を、係に係長を」を削り、同条第六項中「室長及び係長」及び「室及び係」を削り、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項に定める者のか、センターに部長を置くことができる。

第四条に次の二項を加える。

8 係長は、上司の命を受けて、センターの事務の一部を処理する。

9 第四項の規定により置かれた部長及び第二項の規定により置かれた係長のうち所長が指名する者は、上司の命を受けて、センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第六条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削る。

(佐賀県企業誘致推進本部規程の一部改正)

第四十六条 佐賀県企業誘致推進本部規程（昭和三十六年佐賀県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第五条中「経済部産業振興課」を「農林水産商工本部新産業課」に改める。

(佐賀県労政事務所処務規程の一部改正)

第四十七条 佐賀県労政事務所処務規程(昭和三十一年佐賀県訓令甲第十六号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「経済部」を「農林水産商工本部」に改める。

第四条第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削り、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。

(職業訓練指導員被服貸与規程の一部改正)

第四十八条 職業訓練指導員被服貸与規程(昭和三十七年佐賀県訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

受訓先を「佐賀県立産業技術学院」に改める。

第一条中「職業訓練所」を「佐賀県立産業技術学院」に改める。

第四十九条 佐賀県農業大学校教育研修規程(平成二年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「農政部」を「農林水産商工本部」に改める。

(佐賀県漁業取締船乗組員被服類貸与規程の一部改正)

第五十条 佐賀県漁業取締船乗組員被服類貸与規程(昭和三十四年佐賀県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

受訓先を「農林水産商工本部水産課」に改める。

(佐賀県玄海水産振興センターにおいて無線通信業務に從事する職員の週休日等に関する規程の廃止)

第五十一条 佐賀県玄海水産振興センターにおいて無線通信業務に從事する職員の週休日等に関する規程(平成元年佐賀県訓令甲第二十八号)は、廃止す

る。

(佐賀県林業試験場処務規程の一部改正)

第五十二条 佐賀県林業試験場処務規程(昭和五十年佐賀県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「水産林務局」を「農林水産商工本部」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

(組織)

第二条 林業試験場に総務課を置く。

(分掌事務)

第三条 林業試験場の総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務にに関すること。

二 会計に関すること。

第四条中第五項を削り、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

3 前二項に定める者のか、林業試験場に課長を置くことができる。

2 林業試験場に係長を置くことができる。

4 第四条に次の二項を加える。

5 係長は、上司の命を受けて、林業試験場の事務の一部を処理する。

6 第三項の規定により置かれた課長及び第二項の規定により置かれた係長のうち所長が指名した者は、上司の命を受けて、林業試験場の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

7 第五条第二項中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

8 第六条第一項第三号から第五号までの規定中「(場長を除く。)」を削る。

(森林害虫防除員の任命の一部改正)

第五十三条 森林害虫防除員の任命(昭和五十三年佐賀県訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「農林部」を「農林水産商工本部」に改める。

第一号を次のように改める。

一 農林水産商工本部生産振興部林業課の技術吏員

第三号を第四号とし、第二号中「次長」を「副所長」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 県土づくり本部森林整備課の技術吏員

(佐賀県公共用地の取得に伴う損失補償規程の一部改正)

第五十四条 佐賀県公共用地の取得に伴う損失補償規程(昭和三十九年佐賀県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

受訓先を「本庁各本部 各現地機関」に改める。

(佐賀県公共用地の取得に伴う公共補償規程の一部改正)

第五十五条 佐賀県公共用地の取得に伴う公共補償規程(昭和四十四年佐賀県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「各出先機関」を「各現地機関」に改める。

(建設工事統計調査員の任命の一部改正)

第五十六条 建設工事統計調査員の任命(昭和五十一年佐賀県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(建設工事統計調査員の任命の一部改正)

第六十条 龍門ダム操作規程(昭和五十三年佐賀県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。
第十三条第一号中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。
(龍門ダム操作規程の一部改正)

第六十二条 伊岐佐ダム操作規程(昭和五十八年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

第十四条第一号中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(伊岐佐ダム操作規程の一部改正)

第六十一条 伊岐佐ダム操作規程(昭和五十八年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

第十二条第一号中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(深浦ダム操作規程の一部改正)

第六十二条 深浦ダム操作規程(平成二年佐賀県訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

第五十七条 佐賀県建設工事検査規程(平成十三年佐賀県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

土木事務所 建設業に関する事務を担当する職員
土木事務所 管理係長及びその係員
(佐賀県建設工事検査規程の一部改正)

受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第七条第二項及び第十二条中「部局長」を「本部長」に改める。

(有田ダム操作規程の一部改正)

第五十八条 有田ダム操作規程(昭和四十六年佐賀県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

第十三条第一号中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(岩屋川内ダム操作規程の一部改正)

第五十九条 岩屋川内ダム操作規程(昭和五十年佐賀県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

第十三条第一号中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(龍門ダム操作規程の一部改正)

第六十条 龍門ダム操作規程(昭和五十三年佐賀県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

第十四条第一号中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(伊岐佐ダム操作規程の一部改正)

第六十一条 伊岐佐ダム操作規程(昭和五十八年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

第十二条第一号中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(深浦ダム操作規程の一部改正)

第六十二条 深浦ダム操作規程(平成二年佐賀県訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

第十三条第一号中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(佐賀県建設工事検査規程の一部改正)

(本部ダム操作規程の一部改正)

第六十三条 本部ダム操作規程（平成三年佐賀県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

第十一條第一号中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(平木場ダム操作規程の一部改正)

第六十四条 平木場ダム操作規程（平成五年佐賀県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

第十一條第一号中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(横竹ダム操作規程の一部改正)

第六十五条 横竹ダム操作規程（平成十四年佐賀県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

第十條第一号中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(狩立・日ノ峯ダム操作規程の一部改正)

第六十六条 狩立・日ノ峯ダム操作規程（平成十四年佐賀県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

第十一條第一号中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(矢箒ダム操作規程の一部改正)

第六十七条 矢箒ダム操作規程（平成十四年佐賀県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

第十二條第一号中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(都川内ダム操作規程の一部改正)

次のように改正する。

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

第十一條第一号中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

(佐賀県庁用自動車管理規程の一部改正)

第六十九条 佐賀県庁用自動車管理規程（平成十一年佐賀県訓令甲第十三号）を次のように改正する。

受訓先中「各部」を「各本部」に、「出先機関」を「現地機関」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。